

道路交通法 72 条 1 項前段の目的と義務

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 令和 7 年 2 月 7 日

【事 件 番 号】 令和 5 年（あ）第 1285 号

【事 件 名】 道路交通法違反被告事件

【裁 判 結 果】 破棄自判

【参 照 法 令】 道路交通法（令和 4 年法律第 32 号による改正前のもの）72 条 1 項

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25574057

國學院大學准教授 山下裕樹

事実の概要

被告人は、平成 27 年 3 月 23 日 22 時 7 分頃、長野県佐久市内の交通整理の行われていない交差点において、普通乗用自動車を運転中、被害者（当時 15 歳）に自車を衝突させて、同人を右前方約 44.6m 地点の歩道上にはね飛ばして転倒させ、同人に多発外傷等の傷害を負わせる交通事故を起こし、フロントガラスがくもの巣状にひび割れたことから、自車を人に衝突させたと思い、衝突地点から約 95.5m 先で自車を停車させて降車し、衝突現場に向かった。被告人は、22 時 8 分頃、衝突現場付近で靴や靴下を発見し、その後約 3 分間、付近を捜したが、被害者を見出すことはできなかった（以下、被告人が自車を停車させて降車し、衝突現場に赴いて被害者を捜した行為を「本件被害者捜索行動」とする。）。その間に、被告人は、通行人から救急車を呼んだかと聞かれたが、所持していた携帯電話で警察や消防に通報することはなかった。

被告人は、22 時 11 分頃、自車まで戻り、ハザードランプを点灯させた後、運転前に飲酒していたため酒臭を消すものを買おうと考え、自車の停止位置から、衝突現場とは反対方向にあり、約 50.1m の距離にあるコンビニエンスストアに赴いて口臭防止用品を購入し、22 時 13 分頃、これを摂取して、衝突現場方向に向かった（以下、「本件発覚回避行動」とする。）。その頃、通行人が歩道上に倒れていた被害者を見つけて、22 時 14 分頃、110 番通報をし、その通報がされている間に、被告人も被害者の元に駆け寄って人工呼吸をするなどした。

第一審（長野地判令 4・11・29LEX/DB25596860）は、道路交通法 72 条の規定は、「交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者等、さらには警察官をして、当該交通事故による負傷者の救護を行わせるとともに、交通秩序の回復のため必要な措置を講じさせ、もって被害の増大と危険の拡大を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的としている」ことから、「同条前段及び同条後段が運転者に対し救護義務及び報告義務を『直ちに』尽くすよう命じているのは、運転者が救護等の措置以外の行為に及ぶことによって救護等の措置を遅延させることは許されないという意味に解される」とし、被告人が、本件発覚回避行動という救護等の義務を尽くすことと対極の行動を優先させた時点で、救護義務および報告義務の履行と相容れない状態に至ったとみるべきであるとして、被告人には『『直ちに』救護等の措置に及ばなかったという救護義務違反及び報告義務違反が成立する』とした。

これに対して、第二審（東京高判令 5・9・28 判時 2606 号 98 頁）は、「被告人は、本件事故直後、直ちに被告人車両を停止して被害者の捜索を開始しており、被告人車両を停止した場所に戻ってハザードランプを点灯させたことについても、交通事故を起こした運転者に課せられた危険防止義務を履行したものと評価でき」、その後の本件発覚回避行動については、「被害者の捜索や救護のための行為ではないものの、これらの行為に要した時間は 1 分余りであり、被告人車両を停止した場所から本件コンビニまで移動した距離も 50m 程度にとどまっており、その後直ちに衝突現場方向に向かい、被害者が発見されると駆け寄って人工

呼吸をするなどしていることに照らすと、被告人の救護義務を履行する意思は失われておらず、一貫してこれを保持し続けていたと認められる」ことから、「本件事故後の被告人の行動を総合的に考慮すれば、人の生命、身体の一般的な保護という救護義務の目的の達成と相容れない状態に至ったとみることはできない」として、被告人に救護義務違反の罪は成立しないとした。

これに対して、検察官が上告した。

判決の要旨

原判決破棄、控訴棄却。

「道路交通法 72 条 1 項前段は、車両等の交通による事故の発生に際し、被害を受けた者の生命、身体、財産を保護するとともに、交通事故に基づく被害の拡大を防止するため、当該車両等の運転者その他の乗務員のとるべき応急の措置を定めたものである。このような同項前段の趣旨及び保護法益に照らすと、交通事故を起こした車両等の運転者が同項前段の義務を尽くしたというためには、直ちに車両等の運転を停止して、事故及び現場の状況等に応じ、負傷者の救護及び道路における危険防止等のため必要な措置を臨機に講ずることを要すると解するのが相当である。」

「被告人は、被害者に重篤な傷害を負わせた可能性の高い交通事故を起こし、自転車を停止させて被害者を捜したものの発見できなかったのであるから、引き続き被害者の発見、救護に向けた措置を講ずる必要があったといえるのに、これと無関係な買物のためにコンビニエンスストアに赴いており、事故及び現場の状況等に応じ、負傷者の救護等のため必要な措置を臨機に講じなかったものといえ、その時点で道路交通法 72 条 1 項前段の義務に違反したと認められる。」

判例の解説

一 はじめに

道路交通法 72 条 1 項前段（以下、「本規定」とする。）は、交通事故があったときに、「当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員」が、「直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じ」なかった場合に成立する真正不作為犯であ

る¹⁾。本事案では、本件発覚回避行動がそのような場合に該当するかという点で、第一審と第二審の結論が分かれていた。そこでは、被告人が救護義務を「直ちに」尽くしたといえるか（以下、『直ちに』該当性とする。）が問われていたようである。もっとも、本判決は、この点について何ら言及していない。そこで、本判決が、いかなる理解に基づき、被告人に本規定の罪の成立を認めたのか問題となる。

二 第一審判決および第二審判決について

本規定における「直ちに」とは、「時間的にすぐということであり、『遅滞なく』又は『すみやかに』というよりも即時性が強い」²⁾とされる。もっとも、被告人が、人身事故を認識したにもかかわらず³⁾、被害者の救護に向かう等せず、車両を約 150m 進行させてから停車させたという事案において、「救護義務及び報告義務の履行と相容れない行動を取れば、直ちにそれらの義務に違反する不作為があったとまではいえないのであって、一定の時間的場所的離隔を生じさせて、これらの義務の履行と相容れない状態にまで至ったことを要する」とした上で被告人を無罪とした裁判例があり⁴⁾、「直ちに」との文言にもかかわらず一定の時間的猶予が認められている⁵⁾。この一定の時間的猶予の理由を、一定の作為の実行を命じることが自由への制約であるから、「義務とは、それが生じれば即時の履行が常に求められるものではなく、義務の履行がそれよりも遅れると義務の目的が阻害されるという限界点に実質的な履行期間が設定され」⁶⁾ ということに求めるならば、「直ちに」該当性の判断も、結局のところ、義務の目的の達成が阻害された状態に至ったといえるかという実質的な判断の問題だということになる。第一審も第二審も、表現に多少の違いはあるが、救護義務の目的の達成と相容れない状態に至ったかという実質的な観点から、被告人の救護義務違反の有無を検討している。

それにもかかわらず、第一審と第二審で結論が分かれた理由として、一つには、本規定の目的に関する理解の相違、すなわち、第一審が本規定の目的を「被害の増大と危険の拡大を防止し、交通の安全と円滑を図ること」にあるとしているのに対して、第二審はその目的として「人の生命、身体の一般的な保護」という点を強調している点が

挙げられる。前者の場合、被害者を発見できておらず、かつ警察や消防への通報もしていない状況下での被告人の本件発覚回避行動は、時間にして1分程度、距離にして50m程度しか費やしていないとしても、その間に道路交通の危険をもたらすものであり、本規定の目的の達成を阻害する一定の時間的場所的離隔を生じさせるものだとして評しう一方、後者の場合には、被告人の本件発覚回避行動は、被害者の死にとって決定的なものとまではいえず、その限りで本規定の目的の達成を阻害するほどの時間的場所的離隔を生じさせていないと評しうるであろう。

第一審と第二審とで結論が分かれたもう一つの理由は、本件被害者捜索行動に対する評価の違いにある。すなわち、第一審は、本件被害者捜索行動では「直ちに」救護義務を履行したとはいえないとしている一方で、第二審は、本件被害者捜索行動によって「被告人は一旦『直ちに』救護義務の履行に着手していることを前提」とした上で、本件発覚回避行動の存在が、本件被害者捜索行動から開始された一連の救護措置の「直ちに」該当性を左右するかを検討している⁷⁾。

要するに、第一審が、本件発覚回避行動それ自体の「直ちに」該当性を、道路における危険の除去と交通の安全と円滑を図るという目的の達成が阻害されたかという観点から判断したのに対して、第二審は、本件発覚回避行動の存在によって、一連の救護措置の「直ちに」該当性が左右されるかを、人の生命・身体の一般的な保護という目的の達成が阻害されたかという観点から判断しており、ここから両者における結論の違いが表れたと思われる。

三 本判決について

本判決は、第一審および第二審とは異なり、本件発覚回避行動につき、「直ちに」該当性の問題としてではなく、その義務履行の態様としての不十分さを根拠に、被告人に本規定の義務違反を認めたものと思われる。

本判決は、本規定の目的は、「被害を受けた者の生命、身体、財産を保護するとともに、交通事故に基づく被害の拡大を防止する」点にあるとし、第一審および第二審が述べた目的のいずれも考慮している。確かに、本規定の罪の法定刑は、改正を重ねる毎に重くなっており、ゆえに「人の生命、

身体の一般的な保護」もその目的に含まれる点是否定し難い。しかし、本規定の義務が、「負傷者の身体に対する被害が増大し、さらには、生命に対し危険の及ぶことを一般的に防止するという行政目的見地から、人身事故を発生させた者であると否とを問わず、広く運転者その他の乗務員に対して一律に」課せられる⁸⁾こと、道路交通の危険の除去および交通秩序の回復について本来責務を負う警察官が必要な措置を講ずるまでの間に車両等の運転者その他の乗務員に対して課せられる義務であること⁹⁾、およびこの義務の発生について救護の客体である負傷者の負傷の程度はほとんど問われないこと¹⁰⁾等からすれば、本規定は行政犯的性格の強いものといえ、その目的には「被害の増大と危険の拡大を防止し、交通の安全と円滑を図ること」も含まれるはずである¹¹⁾。本判決は、この点を改めて確認したといえる。

そうすると、被告人の本件発覚回避行動につき、「人の生命、身体の一般的な保護」という目的のみならず、「被害の増大と危険の拡大を防止し、交通の安全と円滑を図る」という目的の達成を阻害するかという観点からも、本規定の義務の違反の有無が検討されることになる。もっとも、本判決は、「交通事故を起こした車両等の運転者が同項前段の義務を尽くしたというためには、直ちに車両等の運転を停止して、事故及び現場の状況等に応じ、負傷者の救護及び道路における危険防止等のため必要な措置を臨機に講ずることを要すると解するのが相当である」と述べており、「直ちに」該当性について触れていない。

本規定の「車両等の運転を停止して」との文言は、単に車両の停止を義務づけるだけではなく、救護義務および危険防止措置義務の前提としての義務であり、それらとは別個の確認義務を課すものと解されている¹²⁾。すなわち、この文言は、衝突事故が生じた場合に、車両等の運転者等に、負傷者の救護および道路における危険防止の措置を尽くさせる前提として、負傷者の有無、負傷者の救護の要否および道路における危険の有無を、車両等を停止させた上で確認することをも要求するものであり、その確認措置が不十分であることをもって、すでに本規定の義務違反は肯定されるのである¹³⁾。本判決が、「自転車を停止させて被害者を捜したものの発見できなかったのだから、引き続き被害者の発見、救護に向けた措置

を講ずる必要があったといえるのに、……必要な措置を臨機に講じなかった」と述べている点、および被告人が負傷者救護措置それ自体は遂行していた点に着目すれば、本判決は、被告人の本件発覚回避行動を確認義務違反として捉えていると解しうるのであろう。

本判決は、「事故及び現場の状況等に応じ、……必要な措置を臨機に講ずる」ことを要求しているが、具体的な義務内容は実際の状況に応じて特定されることに照らせば¹⁴⁾、それは、義務の履行のために、言い換えれば、義務の目的の達成を阻害しないようにするために、具体的な状況に応じて、行為者において考える必要な手段の投入を求める趣旨だといえよう。本事案でいえば、衝突現場付近で被害者の靴や靴下を発見したものの被害者を発見できていないという状況では、被告人には、確認義務を履行するため、言い換えれば、交通事故に基づく被害の拡大を防止するという目的の達成を阻害しないようにするため、負傷者の有無および救護の要否の確認を完遂することが求められ、そのために必要な考える手段の投入、ここでは例えば携帯電話で消防等に通報することが求められることになる。それにもかかわらず、被告人がそうした措置を講じることなく本件発覚回避行動に及んだことをもって、本判決は、「必要な措置を臨機に講じなかった」として、被告人に本規定の義務違反を認めたものと思われる。交通事故後の車両停止・確認措置が不十分であれば、道路交通法 72 条 1 項後段が規定する警察への報告義務も不十分なものとなり、ひいては警察官による交通秩序の回復も図られなくなってしまふことに鑑みれば、確認義務違反をもって本規定の義務違反を肯定することそれ自体は妥当であるといえる。このように本判例を理解する場合、本判例は、「直ちに」該当性の判断については留保したとみることになる。

四 おわりに

本判決からすれば、交通事故を起こした車両等の運転者等が救護措置を尽くしていたとしても、なお本規定の義務違反が認められることになる。この点に本判決の意義があるといえるが、ケースバイケースの判断になるとはいえ、いかなる場合に「必要な措置を臨機に講じなかった」と評価されるのかが一義的でないという問題は残る。ま

た、救護意思が継続していた点が全く評価されないのは、悪質なひき逃げを誘発することにもなりかねない¹⁵⁾。行為者に有利／不利に働く事情の精緻化が求められる。

●—注

- 1) 本規定について、詳しくは、甘利航司「道路交通法 72 条 1 項前段における救護義務違反罪の検討」国学院 62 巻 4 号 (2025 年) 9 頁以下、松尾誠紀「道路交通法における負傷者救護義務違反罪の義務内容」法と政治 66 巻 2 号 (2015 年) 227 頁以下を参照。
- 2) 大阪高判昭 41・9・20 刑集 21 巻 8 号 1051 頁。
- 3) 本規定における救護義務および報告義務の発生には、人身事故あるいは物損事故の認識が必要とされる。この点につき、横井大三＝木宮高彦『註釈道路交通法〔再訂版〕』(有斐閣、1967 年) 324 頁以下を参照。
- 4) 東京高判平 29・4・12 判時 2375＝2376 号 219 頁。
- 5) その他の判例・学説状況については、甘利・前掲注 1) 19 頁以下を参照。
- 6) 松尾誠紀「判批」判評 724 号 (判時 2401 号) 179 頁。萩野貴史「判批」刑ジャ 59 号 (2019 年) 134 頁以下も参照。
- 7) 廣瀬健太郎＝大西啓文「救護義務違反を否定し、逆転無罪とした事例」刑弁 118 号 (2024 年) 70 頁以下を参照。
- 8) 最判昭 50・4・3 刑集 29 巻 4 号 111 頁。
- 9) 谷口正孝「ひき逃げの刑事責任」日沖憲郎博士還暦祝賀『過失犯 (2)』(有斐閣、1966 年) 237 頁。
- 10) 最判昭 45・4・10 刑集 24 巻 4 号 132 頁。
- 11) 本規定の目的につき、甘利・前掲注 1) 28 頁以下、松尾・前掲注 6) 179 頁、杉本一敏「負傷者救護義務違反罪の罪質と客観的成立要件」岡野光雄先生古稀祝賀『交通刑事法の現代的課題』(成文堂、2007 年) 372 頁以下、神山敏雄「ひき逃げ」法セ 333 号 (1982 年) 60 頁以下を参照。
- 12) 松尾・前掲注 1) 233 頁以下。
- 13) 室城信之＝矢代隆義「道路交通法の救護義務に関する考察」警察研究 64 巻 6 号 (1993 年) 13 頁以下、村上尚文『刑事裁判実務大系 第 4 (ii) 巻 道路交通 (2)』(青林書院、1993 年) 682 頁、谷口・前掲注 9) 240 頁。判例として、東京高判昭 39・10・13 高刑集 17 巻 6 号 624 頁、最判昭 45・4・10 刑集 24 巻 4 号 132 頁、福岡高判平 3・12・12 判タ 796 号 261 頁。
- 14) 松尾・前掲注 6) 179 頁。木宮高彦＝岩井重一『詳解道路交通法〔改訂版〕』(有斐閣、1980 年) 185 頁も参照。交通事故の具体的な状況に応じて講じるべき措置の内容が変わるとした判例として、京都地判昭 44・12・9 月報 1 巻 12 号 1156 頁。
- 15) 「10 年 ようやく一歩」信濃毎日新聞 2025 年 2 月 8 日 [松宮孝明コメント]。

* 付記 脱稿後、松原芳博「判批」法教 537 号 (2025 年) 136 頁に接した。